

市政トピックス

介護保険サービスの費用負担軽減制度のお知らせ

詳細 介護福祉課 ☎(32)6342

介護保険サービスの利用に当たり、各種軽減制度が設けられています。軽減を受けるには申請が必要となりますので、詳しくは介護福祉課までご相談ください。

①高額介護（予防）サービス費

同一世帯内で1カ月の利用者負担額が下表の上限額を超えたときは、その超えた額が払い戻されます。

〈上限額【月額】〉

区 分	上限額
生活保護または、中国残留邦人等支援給付の受給者	15,000円(個人)
世帯全員が市町村民税非課税の方	24,600円
課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方 老齢福祉年金の受給者	15,000円(個人)
世帯のどなたかが市町村民税課税の方	44,400円
現役並み所得相当の世帯の方	
課税所得145万円以上380万円未満	44,400円
課税所得380万円以上690万円未満	93,000円
課税所得690万円以上	140,100円

②特定入所者介護（予防）サービス費

介護保険施設への入所やショートステイ利用時の食費・居住費について、低所得の方のサービス利用が困難とならないように、所得に応じた負担限度額が設けられています。

〈負担限度額【日額】 令和6年8月〜〉

利用者負担段階	利用者負担段階	食費		居住費			
		施設サービス	短期入所サービス	ユニット型個室	ユニット型個室の多床室	従来型個室	多床室
第1段階	・生活保護または中国残留邦人等支援給付の受給者 ・世帯全員が市町村民税非課税で、老齢福祉年金受給者	300円		880円	550円	550円 (380円)	0円
第2段階	・世帯全員が市町村民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が80万円以下の方	390円	600円			550円 (480円)	430円
第3段階①	・世帯全員が市町村民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が80万円超120万円以下の方	650円	1,000円	1,370円	1,370円	1,370円 (880円)	
第3段階②	・世帯全員が市町村民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が120万円超の方	1,360円	1,300円				

※介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合の金額は()内の金額となります

③社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度

生活保護受給者や、市町村民税非課税世帯で世帯収入や預貯金などの額が一定基準を下回る方などは、社会福祉法人やその他の指定事業所が提供するサービスを利用する場合、下表の軽減が受けられる場合があります。

	対象サービス	軽減内容
社会福祉法人事業所	<ul style="list-style-type: none"> 訪問介護（予防訪問介護相当サービスを含む） 通所介護（予防通所介護相当サービスを含む） 短期入所生活介護（予防を含む） 認知症対応型通所介護（予防を含む） 小規模多機能型居宅介護（予防を含む） 地域密着型通所介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 介護老人福祉施設 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 	<p>サービスの利用者負担額、食費、居住費の25%を軽減</p> <p>※利用者負担段階が第1段階の老齢福祉年金の受給者は50%を軽減</p> <p>※生活保護受給者は、個室の居住費のみ全額軽減</p>
民間等事業所	<ul style="list-style-type: none"> 訪問介護（予防訪問介護相当サービスを含む） 通所介護（予防通所介護相当サービスを含む） 短期入所生活介護（予防を含む） 地域密着型通所介護 	